

今、新公益社団法人への移行を含めた新しい時代の学会への変革が社会的に要請されています。その一環として、学会の事業と活動において公正な公益性を確保するための**倫理綱領・行動規範**が不可欠です。2008年2月の第47回総会での承認と制定を目指しています。本日以降、その案文をご提示し、広く会員のみなさんのご意見を反映してまいりたいと思います。ご意見を、SICE事務局(E-mail: office_riji@sice.or.jp / FAX: 03-3814-4669)までお寄せ下さい

2007年9月19日 SICE 倫理綱領・行動規範策定委員会

社団法人 計測自動制御学会 倫理綱領・行動規範(案)

【倫理綱領】

社団法人計測自動制御学会会員(以下会員)は、真理の探究と未踏分野の開拓によって科学と技術の革新を生み、社会と人の活動を支え、人類の幸福と社会の発展に貢献出来ることを誇りとする。会員は、社会に対する役割と責任の大きなことを深く認識し、名誉と尊厳を抱いて誠実に行動し、自己の専門的能力、技芸および人格を磨き上げるとともに、人類の安全、健康と福祉の向上、人類と自然環境との共生社会の実現にむけて尽力する。このために正直で偏らないように努め、法令を遵守し良心に従い行動する。社団法人計測自動制御学会も、その社会的役割を自覚し、公益性を優先する立場で、会員の支援を通じて使命を遂行する。これらの目標を達成するため、行動規範をここに定め、専門家としての威信と社会的信頼感を高めるように精励努力する。

【行動規範】

1.(責任) 会員は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する。技術が危険性を誘起する場合には安全確保第一に徹し、情報公開の原則のもと、社会的安心感の醸成に努める。

2.(行動) 会員は、科学技術の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、会員コミュニティ、特に自らの専門領域における会員相互の評価に積極的に参加する。また、会員は、自己の能力を認識し、その行為が社会に危害を及ぼすことがないようにする。

3(自己の研鑽) 会員は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

4(説明と公開) 会員は、自らの学会活動に関与する研究の意義と役割を可能な範囲で公開し、積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

5(研究活動) 会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

6(研究環境の整備) 会員は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、会員コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

7(法令の遵守) 会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

8(研究対象などへの配慮) 会員は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

9(他者との関係) 会員は、他者の成果を正当に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の名誉や知的財産権を尊重する。

10(差別の排除) 会員は、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

11(利益相反) 会員は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。